

久喜市歯と口腔の健康づくり推進条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、歯と口腔^{くわう}の健康づくりが市民が健康で質の高い生活を営む上で重要な役割を果たしていることに鑑み、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき、市が行う歯科疾患の予防等による歯と口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、市の責務、市民の役割等を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康寿命の延伸及び生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 歯と口腔の健康づくり 歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持をいう。
- （2） 歯科医療等業務 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務をいう。
- （3） 歯科医療等業務従事者等 歯科医療等業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- （4） 保健等業務従事者等 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の歯科医療等業務に関連する分野に係る業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。

（基本理念）

第3条 歯と口腔の健康づくりの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- （1） 市民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促

進すること。

(2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期（第8条において「ライフステージ」という。）における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

(3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の実施に当たり、久喜市歯科医師会をはじめとする歯科医療等業務従事者等及び保健等業務従事者等と連携を図るものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識と理解を深め、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上に資する取組を行うとともに、定期的に歯科に係る健診及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯と口腔の健康づくりに努めるものとする。

(歯科医療等業務従事者等及び保健等業務従事者等の責務)

第6条 歯科医療等業務従事者等及び保健等業務従事者等は、歯と口腔の健康づくりの推進に資するよう、相互に連携を図りながら、適切にその業務を行うとともに、市が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、雇用する従業員の歯と口腔の健康づくりの推進に努めるものとする。

(施策の基本的事項)

第8条 市は、歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる事項を基本とする施策を実施するものとする。

(1) 各ライフステージにおける歯と口腔の健康づくりの推進に必要な施策

ア 乳幼児期におけるむし歯の予防及び口腔機能の発達の促進に関する施策

イ 少年期におけるむし歯及び歯周病の予防並びに口腔機能の発達の促進に関する施策

ウ 青年期・壮年期・中年期における歯周病の予防及び生活習慣の改善に関する施策

エ 妊娠期における歯と口腔の健康づくりに関する施策

オ 高齢期におけるオーラルフレイル（口腔機能の衛生状態、咀嚼、嚥下等の機能の低下が全身の虚弱につながる状態をいう。）の予防及び口腔機能の維持向上に関する施策

(2) 障がいのある者、介護を必要とする者その他の者であって、歯科医療を受けることが困難なものに対する適切な歯と口腔の健康づくりの推進に必要な施策

(3) 歯と口腔の健康づくりの観点からの食育の推進、生活習慣病の対策及び喫煙による健康への影響対策の推進に必要な施策

(4) 歯と口腔の健康づくりに関する健康格差（地域、社会経済状況等の違いによる集団間の健康状態の差をいう。）を縮小するために必要な施策

(5) 大規模災害発生時における歯と口腔の健康づくりの支援体制の整備に関する施策

(6) 歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集、分析及び普及啓発に必要な施策

(7) 前各号に掲げるもののほか、市民の歯と口腔の健康づくりの推進を図るために必要な施策

(財政上の措置等)

第9条 市は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。